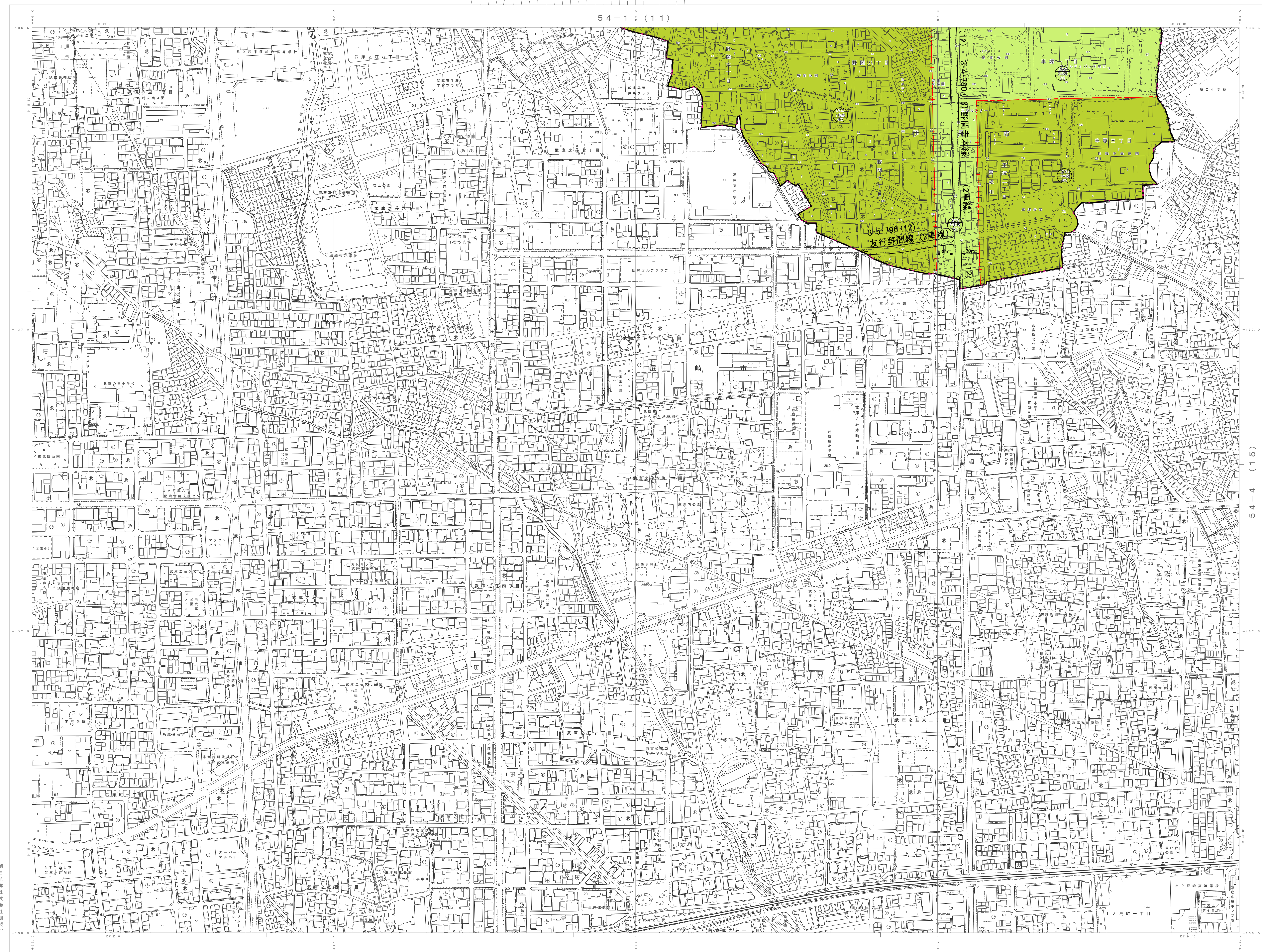


1 : 2,500
V-OG 54-3
(14)

伊 丹 市 全 図 14



第一種高度地区	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 (100/50)
第二種高度地区	第一種中高層住居専用地域 (一部 第三種高度地区) 第二種中高層住居専用地域
第三種高度地区	第一種低層住居専用地域 (一部 第二種高度地区) 第二種低層住居専用地域 準住居地域 (200/80) 近隣商業地域 (300/80)
無 指 定	商業地域 準工業地域 工業地域 (各一部 第三種高度地区)

凡 例		
市 街 化 区 域	界	――
市 街 化 調 整 区 域	界	――
用 途	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限 10.0m)	50 100
	第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限 10.0m)	50 100
	第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限 12.0m)	60 150
	第一種中高層住居専用地域	60 200
	第二種中高層住居専用地域	60 200
	第一種住居地域	60 200
	第二種住居地域	60 200
	準住居地域	80 200
	近隣商業地域	80 300
	商業地域	80 400
地 域	準工業地域	80 200
	工業地域	80 200
	工業地域	80 200
用 途 別 界 線		
道路・水路・鉄道などの地味物		
上の例によらない場合の地域界線		
外壁後退距離の限度 1.0m の地域界		
ご み 焼 却 場		
火 葬 場		
都 市 計 画 駐 車 場		
都 市 計 画 道 路		
道 路 番 号		
道 路 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)		

V-OG 54-3
(14)

記 号

△	第一種低層住居専用地域	△	第一種中高層住居専用地域
△	第二種低層住居専用地域	△	第二種中高層住居専用地域
△	第一種住居地域	△	第二種住居地域
△	準住居地域	△	近隣商業地域
△	商業地域	△	準工業地域
△	工業地域	△	工業地域
△	第一種低層住居専用地域	△	第二種低層住居専用地域
△	第一種中高層住居専用地域	△	第二種中高層住居専用地域
△	第一種住居地域	△	第二種住居地域
△	準住居地域	△	近隣商業地域
△	商業地域	△	準工業地域
△	工業地域	△	工業地域

道路・水路・鉄道などの地味物

上の例によらない場合の地域界線

外壁後退距離の限度 1.0m の地域界

ご み 焼 却 場

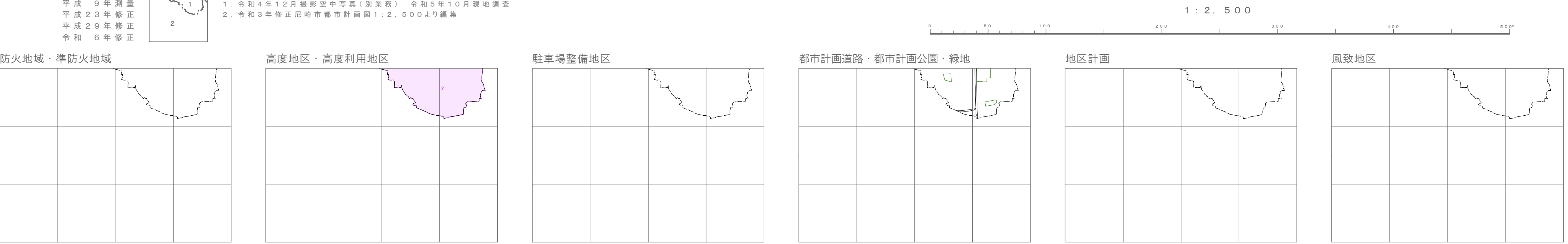
火 葬 場

都 市 計 画 駐 車 場

都 市 計 画 道 路

道 路 番 号

道 路 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)



この測量成果は、国土地理院長の承認及び勘定を得て民間所有の測量成果を
使用して得たものである (承認番号) 平 23 近公第 149 号
この測量成果は、国土地理院長の承認及び勘定を得て民間所有の測量成果を
使用して得たものである (承認番号) 平 25 近公第 147 号
この測量成果は、国土地理院長の承認及び勘定を得て民間所有の測量成果を
使用して得たものである (承認番号) 平 26 近公第 20 号
この測量成果は、国土地理院長の承認及び勘定を得て民間所有の測量成果を
使用して得たものである (承認番号) 令 5 近公第 214 号

伊 丹 市

V-OG 54-3
(14)